

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋地下2階、復水脱塩装置ドレンストレーナ室前の換気空調系排気ダクトの継目部において、割れがあり空気の吸い込みが認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	プロセス放射線モニター系主排気筒放射線モニター(B)において、当該モニターの指示が僅かに上昇($4.8s^{-1} \rightarrow 5.0s^{-1}$)していることが認められたため、当該指示変動の原因調査。 なお、主排気筒放射線モニター(A)の指示については、 $4.5s^{-1}$ 程度で変化無し。	GⅢ	
3	4号機	中性子計装系起動領域モニターのチャンネル(E)において、「機器動作不能(検出器印加電圧低 0.0V (他チャンネルは200.0V))」警報の発生が認められたため、当該警報発生の原因調査。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置pH計(A)において、指示不良(高電導度廃液系収集タンクへの苛性ソーダ注入による中和操作時、pH値変動無し)が認められたため、当該pH計を点検・修理。	GⅢ	